

『東三河後見センター』会報 第72号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 7 年 6 月 30 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 16

令和 7 年度がスタートして、早くも 3 か月が過ぎようとしています。当法人の第 19 回通常総会も令和 7 年 5 月 17 日（土）の午後、雨が降る中ではありましたが、滞りなく執り行うことができました。時間を 5 年ほど巻き戻すべく、来賓をお迎えすることもでき、総会後のシンポジウム「東三河地域の成年後見制度への取組」も 5 市のセンターと実施することができました。

開会の挨拶の中で「東三河後見センターも内々ではなく、外部の変化にも着実に対応しつつ、設立からの 18 年間の実践知・経験値を大切にしながら、設立趣意書にある「権利擁護のセーフティネット」をめざし、「市民参加による法人後見」、「法人後見による権利擁護支援」の実践ができるよう、権利擁護支援に意欲のある方が活躍のできる居場所となるよう運営をしていきたい。」と述べさせていただきました。当法人が設立された原点と地域共生社会の実現を目標としている権利擁護支援の状況や動向を注視しながら事業を実施していきたいと思えます。

当日、ご参集いただきましたみなさまに感謝申し上げます。

地域共生社会の在り方検討会議 「中間とりまとめ」が公表されました

法務省の法制審議会民法（成年後見等関係）部会は、令和 6 年 4 月より第 20 回（令和 7 年 5 月末現在）まで実施されました。現在、パブリックコメントを募集するにあたっての中間試案のとりまとめに向けて、集中的な審議が重ねられ、中間試案のたたき台が公表されています（会報第 71 号）。一方で、厚生労働省では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、『地域共生社会の在り方検討会議』が令和 6 年 6 月より 10 回開催され、検討会の「中間とりまとめ」がまとまり公表されています。（令和 7 年 5 月 28 日）

現行の成年後見制度は、福祉の仕組みに採用された「措置から契約へ」といった社会福祉の構造改革等に呼応したものでしたが、今回は成年後見制度の運用を改善することで生じる権利擁護支援に対して、特に司法と福祉の連携・協働を意識した、住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備を繋げていくことが必要であると考えられています。民法の改正と社会福祉法の改正はセットで進められることになるのだらうと思えます。

「中間とりまとめ」にある、民法改正との関連事項としては、判断能力が不十分な人（本人）の地域生活を支える支援策（日常的な金銭管理等の生活支援や社会生活上の福祉行政としての意思決定支援など）を本人との契約に基づき、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供できるように拡充・発展させた日常生活自立支援事業を新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけること。地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進すること。整備が進められている「中核機関」には法的根拠がないことから、法定の機関としての役割や位置づけを明らかにして、法律上の名称を「権利擁護支援推進センター」とすること等が提案されています。

市民後見人養成事業が実施されます

令和 7 年度新都市市民後見養成事業をはじめ、豊川市市民後見人養成講座の講演会と養成講座の説明会、実務研修の協働実施。豊橋市より活躍の場としての当法人への要請等、各地域で権利擁護支援事業が進められています。これらの事業も「小さく生んで大きく育てる」方針で始まった成年後見制度利用促進基本計画に予定されていますが、地域の状況や育ちの環境（運用状況）によって、権利擁護支援の地域格差が広がることを懸念しています。どの地域でも誰もが権利擁護支援（本人を中心とする意思決定と権利侵害からの回復をもって地域で生活ができる）を受けられるように格差が広がらない手立てを検討する必要もありそうです。（代表理事 工藤明人）

第 19 回 通常 総会 開催 報告



令和 7 年 5 月 17 日（土）、12 時 30 分より受付が開始され、13 時から 14 時 30 分まで、豊川商工会議所 2 階 A・B ホールにて、第 19 回通常総会が開催されました。

コロナ禍により第 14 回以降は、来賓の方々の招待は見合わせていましたが、今回は、豊川市福祉部長・小島基氏、豊川市社会福祉協議会常務理事兼事務局長・山崎敏幸氏、豊川市成年後見支援センター・岡西健氏、豊橋市成年後見支援センター副所長・平松博文氏、新城市権利擁護支援センター長・秋野美紀子氏、蒲郡市成年後見センター副センター長・加藤達洋氏・田原市成年後見センター主任・伊藤麻美氏に、ご来賓としてご臨席していただきました。

議決権のある正会員 55 名のうち、会場出席者は 26 名、委任状出席者は 19 名でした。また、正会員以外のオブザーバー参加者は 9 名でした。司会は山本達也事務局長、議長には池田進さん、議事録署名人には小野晴美さんと工藤代表が選任され、審議を滞りなく運営することができました。ありがとうございました。

上程された議案は、第 1 号議案「令和 6 年事業報告（案）」、第 2 号議案「令和 6 年度決算報告（案）」、第 3 号議案「令和 7 年度事業計画（案）」、第 4 号議案「令和 7 年度活動予算（案）」、第 5 号議案「役員を選任（案）」の 5 議案です。これら各議案について、審議が行われ、各議案は満場一致で原案の通り承認可決されました。

シンポジウム「東三河地域の成年後見制度への取組」



総会終了後 15 時 00 分より、会場をそのまま引き継ぎ、「シンポジウム『東三河地域の成年後見制度への取組』」が開催されました。

総会出席者に加えて一般の聴講者の方々も加わり、聴講者総数は 56 名となりました。

当法人副理事の齋藤尚弁護士がコーディネーターとなり、シンポジストとして、総会に引き続き豊川市成年後見支援センター・岡西健氏、豊橋市成年後見支援センター副所長・平松博文氏、新城市権利擁護支援センター長・秋野美紀子氏、蒲郡市成年後見センター副センター長・加藤達洋氏・田原市成年後見センター主任・伊藤麻美氏ならびに当法人の代表理事工藤明人氏の 6 名が参加しました。

最初に齋藤弁護士より「我が国の後見成制度の現状並びに今後 5 年～10 年」が説明され、その後、各シンポジストにより、自己紹介・各センターの紹介・各市の現況報告が行われました。そ

して、「市民後見活動を支援するため、どのような取り組みをしているのか？」等の議論がなされましたが、その際、「専門職が少ない」、「人件費が足りない」、「親なき後の問題を抱えている方々がいる」など、地域特有の問題点等が指摘されました。

また、「私が市長だったら」というコーディネーターからの質問に対しては、各シンポジストより「職員・財源をきちんと確保したい」、「市民が気軽に行政に頼れる体制を作りたい」、「物・金・人というハード面に加えて、本人にどう寄り添うか、意思決定支援などのソフト面を強化したい」、「東三河全域で養成講座を行う体制を作りたい」などの回答が寄せられました。



終盤、質疑応答や意見・感想が募られましたが、「新城市や田原市には専門職が少ないなど、各自治体間の格差が大きい。後見人のニーズはどんどん増えていくので、親族ができる部分は親族が担い、行政や専門職がそれを支援するような体制が欲しい。また、市民後見人が活躍する体制も不十分であり、こちらの整備も必要だ」等の意見が出されました。

そして、コーディネーターにより「5市の方々が総会から参加され、担当者レベルで話し合いができた点が大変良かった。色々な方々が参加され、お互いの悩みを共有することで、これをきっかけに東三河共同で何か新しいことができればと思う」とシンポジウムの最後が締めくくられました。

コロナ禍で総会後の行事はしばらく途絶えてしまい、久しぶりのシンポジウムの開催となりましたが、これをきっかけに、東三河地域のネットワークがより一層深まればと感じました。

シンポジウム終了後、16時30分より、交流会が行われました。これまでは会場を移動して行ってきましたが、今回は、シンポジストやシンポジウムの一般聴講者の方々との交流を深めるため、会場をそのまま引き継ぎ、立食形式での交流会となりました。

参加者は、シンポジストを含め36名で、オードブルやドリンクが振舞われました。また、古川伸理事がオカリナ、山本達也事務局長がギターの演奏を行い、会場の雰囲気を盛り上げました。行政、医療関係、市民後見人など参加者の属性は様々でしたが、会場は始終賑やかで、あっという間に予定の1時間が過ぎてしまいました。



そして最後に、豊川駅前の居酒屋「鳥と魚」で18時から懇親会が行われました。当初は有志だけの打ち上げの予定でしたが、参加者は23名と昨年と同じ規模となり、こちらの方も大いに盛り上がりました。

(文責 井上 裕一)

80歳の成年後見人?! 元気なうちはいつまでも

まだ東三河後見センターの職員 長谷川 卓也

前例のない超高齢社会に踏み込んだ日本で、成年後見制度の重要性は、民法の改正があるとしても、今後ますます高まりこそすれ低下することはない。国が成年後見制度利用促進基本計画を検討しているのも、そうした状況を踏まえてのことに違いない。

高齢者は支援される側ばかりにいてるのではない。支援する側にもたくさんいる。私は今年80歳になったが、今も幸い支援する側にいる。14名の被後見人等と1名の保佐監督人を法人から任命された事務担当者として活動している。正直に言えば、私の体力・能力（脳力?）では少々ハード過ぎるので、回りの方々に迷惑をかけないうちに、徐々に他のメンバーに引き継ぐことを考えてはいる。

80歳になってこのようなことができる要因は、（特非）東三河後見センターが法人後見を担っているからだ。法人の新陳代謝があり、法人内で担当者の交代を適宜適切に行うことができる体制を常に整える努力がなされているからであろう。私がまだ後見人等をやっておられるのも、そうした皆さんに支えられている。

今回のケースファイルでは、私が担当している中で、もっとも付き合いの長い3名を選んでお伝えする。

<文字が読めない、計算ができないばかりに自己破産にまで追い詰められたAさん>

北海道出身で各地を移動し、最後は東三河の大企業で50代後半まで勤めて早期退職したAさん。

文字が満足に読めない、計算ができない等の障害があるが、普通の生活は一人で何とかやってきた。退職してからは知的障害のある娘とアパートで暮らしていたが、Aさんの支援者はいなかった。年金や障害福祉など公的な申請書や手続き書類の処理ができないAさんは困って、居酒屋などで相談したが、近づいてきたのは退職金と年金が目当ての暴力団まがいの男たちだった。数年の間にすべて奪われ、電気ガスは止められ、Aさん名義の多額の借金も作られていた。

娘さんが通っていた通所施設の職員がそれを知り、2人を他市の福祉施設に避難させて、搾取していた男たちと切り離し、自己破産の申し立てを行い、生活の立て直しを図った。そのうえで成年後見制度を利用することにした。東三河後見センターを立ち上げる契機となった事例の一つである。

Aさんの補助開始審判が平成20年に確定し、17年間補助事務担当者として活動してきた。本人の年齢も80代中盤となり、膝痛、腰痛、難聴などがあり通院は欠かせないが、今も週3日はB型就労に、週2日は地域活動支援センターに通っている。17年間、働き者で、預貯金もたまり、今年出身地の北海道・小樽に娘と行きたいと、支援者と計画を練っている。

<知的障がいですと住み込みや施設で生活してきたBさんがアパート暮らしを始めた>

小学校5年生の時から全寮制の特殊学校で生活し、15歳から半年間、全寮制の職業訓校で訓練を受けたのち、東三河の養鶏場に就職し、住み込みで働いた。20歳を迎えるにあたり、職親の計らいで社会保険労務士に委託し障害基礎年金を受給することが決まった。

母親は知的障がいがあり、精神科病院に入院していた。本人が親族のもとに帰ったときに稼いだお金を親族にとられたことがあり、職親は年金が親族に搾取されることを心配して社会保険労務士に相談した。社会保険労務士は設立当初の東三河後見センターのことを知っており、Bさんのこと

を相談した。

成年後見制度の申立てを進めるにあたって、Bさんには申立人になってもらえる人がいなかった。申立書添付の診断書によれば「長谷川卓也氏の話では日頃の様子からみて「補助」と「保佐」の間位とのことでしたが、今後の本人の努力も期待して上記といたしました。」として補助相当にチェックが入っていた。

しかし、家庭裁判所の調査官調査で本人は金銭の計算ができないことがわかり、裁判所は補助の申立の取下げと保佐の申立書の提出を命じました。時間はかかりましたが平成20年に保佐開始の審判が開始された。保佐類型にも通用する代理権目録を作っていたので、困ることはなかったものの、家庭裁判所の審判がきめ細かいことに驚き、この後の活動の勉強になった。

最初に住み込みで働いた養鶏場、次にやはり住み込みで働いた養鶏場がいずれも廃業したので、次はグループホームに入居して、飲食店などで働いた。その後大企業の障害者雇用で働いている。

本人は以前から一人暮らしがしたいと思っており、グループホームから出るきっかけを探していた。

最初は同棲する女性ができたと理由だった。相手の親御さんも了解し、2人でアパート暮らしを始めた。あまり長くは続かなかったものの、2人がそれぞれの目標を明確にして別れることができたのは良かった。

その後、Bさんは前よりは小ぶりのアパートを通勤に都合のよい場所に借りて、本格的に一人暮らしを始めた。テニススクールに通ったり、友達と東京に野球観戦に行ったり、さくらんぼ狩りに行ったりと羽を広げて一人暮らしを楽しんでいる。

平成20年に私がBさんの保佐事務担当となってから17年たった。22歳のBさんは39歳になった。保佐人との会話では、最初はオーム返ししかできなかったBさんが、最近は自分の意見を言えるようになり、高齢の保佐人に気を使った物言いもできるようになってきた。今後が楽しみだ。

<身寄りはいなくなったが、故郷に行けば知り合いはいるCさん>

中学卒業後、アルコール中毒の父親と2人で暮らし農業をしていたが、父親の入院時の一人暮らしを避けるため、弁当屋さんに就職、住み込みで働いた。そこで約20年間働いたが、同僚との不仲が原因で退職。その間、あまりお金を使わなかったので、就職先でためていてくれた預金が1500万円近くになっていた。

弁当屋さんを退職してからグループホームに入り、そこから仕事に通うようになったが、グループホームでは1千万円を越す預金を管理することは難しく、成年後見制度を利用することになった。当時、父親はすでに特別養護老人ホームに入所していた。本人と私とでホームを訪問して父親に面会、成年後見制度について説明し、申立人になってくれるよう依頼した。この頃はアルコール中毒症状はなくなっており、快く申立人を引き受けてくれた。平成21年に後見開始の審判が確定した。

(Cさんは療育手帳A判定だったので、診断書なしで自動的に後見類型となった) その父親も4年後にはなくなった。腹違いの姉はCさんの家とは縁切りを宣言しているの、Cさんの頼るべき身寄りはいなくなった。

お墓は菩提寺の住職の助言で永代供養にした。毎年1回は墓参りに行く。Cさんが通った小学校は廃校となり、その施設を利用して地元の人たちがレストランを開いている。墓参りに行くたびに、昼食をとるためにレストランに行く。すると働いている地元の人何人かはCさんのことを覚えており、「Cさんよく来たね、元気そうだね」と声をかけてくれる。身寄りはいなくなったが、Cさん声をかけてくれる人が故郷にいる。

会 員 紹 介

遠山 恵子



昨年 12 月より活動を始めました遠山恵子です。現在、有料老人ホームに入所されています 80 歳代女性の補助人をさせていただいています。月に 1～2 回ホームに訪問し、要望をお聞きした上で、他事業所との調整を図っています。

私が市民後見人の活動を知るきっかけになったのは、以前勤めていた障害者施設の利用者さんが東三河後見センターを利用しており、毎月面会に来られる後見人さんの対応をする際に、「市民後見人という活動があります。あなたも定年後に働いてみませんか？」とパンフレットを渡された事でした。

退職後しばらくは何もせずにボーッとしていたのですが、社会と繋がっていたという気持ちから養成講座を受講することにしました。講座は何とか修了する事が出来ましたが、中々決心がつかず、昨年末になってやっとお世話になることになりました。

いざ始めてみると、講義を受けて理解しているつもりであっても、実際に関わっていく上での小さな出来事に戸惑い、どうしたらいいのかわからない事ばかりです。そんな時、ミーティングに参加し悩みを伝えたり、他の事例を聞いていると、「一人で抱え込まなくていいよ！」という言葉が必ず返ってくるので、少し安心できている状態です。

趣味は神社仏閣やお城めぐりをする事です。足腰が衰えないように鍛えながら、国内制覇を目指しています。また、最近のマイブームは将棋の藤井竜王名人を追っかけることです。ABEMA で中継を見たり、勝負メシ・スイーツを求めて旅行に行っています。

今後も自分自身が心身とも健康で健やかな日々を送ることで、利用者さんの良き理解者であり続けたいと思っています。

令和7年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和7年6月16日現在)

正会員費納入者（敬称略） 45名（うち匿名2名）

- ・齋藤尚 ・荻邦子 ・加藤啓子 ・花田玲子 ・中村成人 ・小野晴美 ・樺山伸次
- ・今泉全勝 ・西川邦輔 ・山口裕啓 ・池田進 ・池田妙子 ・工藤明人 ・彦坂敏 ・古川伸
- ・本多啓枝 ・佐藤美子 ・岡本守 ・今泉博充 ・影山恒太 ・杉山智子 ・山口雅敏
- ・加藤勝美 ・二村良子 ・鈴木光子 ・長谷川愛 ・田中幸一 ・豊田和浩 ・神谷典江
- ・長坂宏 ・中島由恵 ・長谷川卓也 ・三浦正博 ・近藤由美子 ・古瀬修 ・北沢悦子
- ・村川賢一 ・金田貴子 ・高柳大太郎 ・井上裕一 ・山本達也 ・阿部田久美子 ・梅田大己

賛助会員費納入者（敬称略） 73名（うち匿名7名）

- ・廣田祥久 ・都築昭吉 ・足木充邦 ・岡本由紀子 ・津田匂子 ・篠原泰三 ・佐藤美和恵
- ・西田初美 ・平山真澄 ・磯村隆樹 ・加藤正則 ・加藤明代 ・樋口茅子 ・中谷芳孝
- ・山内康敏 ・寺部美代子 ・田村真美子 ・鶴巻信一 ・中村八重子 ・平松美代 ・金沢富雄
- ・伊藤文則 ・大須賀康 ・夏目みゆき ・惣ト厚子 ・水野登代子 ・松田朝夫 ・夏目滋
- ・額額光幸 ・石原紀久代 ・北村隆信 ・秋田誠二 ・清水則子 ・藤倉陽子 ・小川祐子
- ・片岡京子 ・吉本京子 ・八木憲一郎 ・小栗久美 ・中野正二 ・伊與田千鶴子 ・大橋茂樹
- ・内藤加代子 ・室田美知代 ・斎藤啓治 ・大林充始 ・成瀬明子 ・河村祐子 ・佐々木宏直
- ・佐々木直子 ・森岡真司 ・稲垣良子 ・遠山恵子 ・豊田弘子 ・荒川暁子 ・田村陽子
- ・彦坂ケサエ ・廣永義昭 ・藤戸繁美 ・西田妙子 ・工藤栄 ・有川良子 ・新村知弘
- ・松本真理子 ・大山美保 ・丸山博子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 5法人

- ・(有)フレンドリーハート ・豊川市手をつなぐ育成会 ・(一社)豊川市医師会
- ・豊川精神障がい者家族会むつみ会 ・蒲郡市社会福祉協議会

寄付者（敬称略） 35名（うち匿名5名）

- ・池田進 ・彦坂敏 ・古川伸 ・本多啓枝 ・荻邦子 ・梅村勝久 ・花井昭典 ・花井則文
- ・佐藤美子 ・中村成人 ・北村隆信 ・額額光幸 ・蟹江充子 ・和田肇 ・小川祐子
- ・山口裕啓 ・山口雅敏 ・二村良子 ・山本達也 ・村川賢一 ・野呂壽海雄 ・鈴木光子
- ・岡本守 ・勝見康夫 ・中島由恵 ・長谷川卓也 ・三浦正博 ・北沢伊 ・斎藤歯科医院
- ・小林修

東三河後見センターの今後の予定（7月～9月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分～午前11時
(毎月1回土曜日は、オンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第2会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

- 理事会 7月18日(金)、9月19日(金) 14:00～ 豊川商工会議所第5会議室
- 夏季休暇 8月13日(水)～8月15日(金)
- 事務局会議 7月1日(火)、8月19日(火)、9月9日(火) 13:30～ 事務所内

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和7年6月16日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和7年4月1日現在受任者数	76名	36名	12名	1名(保佐)	125名
今年度受任者数(令和7年4月～)	2名	0名	0名	0名	2名
今年度終了者数(令和7年4月～)	1名	1名	1名	0名	3名
令和7年6月16日現在合計	77名	35名	11名	1名	124名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名	任意後見契約終了者	0名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	12名	8名	4名	2名	0名	0名	岡崎1、湖西1	28名
知的障がい者	29名	8名	11名	3名	1名	14名	名古屋1、岡崎3	70名
精神障がい者	12名	2名	8名	1名	0名	1名	幸田1、東栄町1	26名
合計	53名	18名	23名	6名	1名	15名	8名	124名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	6名	8名	1名	15名
知的障がい者	29名	5名	5名	39名
精神障がい者	5名	0名	0名	5名
合計	40名	13名	6名	59名

市民後見人27名の方が上記表の59名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和6年4月1日～令和7年6月16日現在)

- 賛助会員費納入者 : 78名(法人賛助会員5法人含む)
- 寄 付 者 : 35名
- ◎ 認定寄付者人数 : 100名(年間目標100名達成!!)

年会費

- 個人正会員 5千円
- 法人正会員 1口2万円以上
- 個人賛助会員 3千円以上
- 法人賛助会員 1口1万円以上

★愛知県より令和7年2月13日～令和12年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています(令和7年1月10日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記 コロナ禍で、総会や交流会の規模がしばらく縮小されていましたが、今年度の総会では、久しぶりに各自治体のご来賓をお招きし、シンポジウムや交流会もこれまで以上の規模になりました。また、認定寄付者数は、既に目標の100名を達成することができました。今年度は幸先の良いスタートを切ることができたようです。(井上 裕一)